

議案第65号

財産を無償で貸し付けること（(元) 浜村警察署奥崎駐在所）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

1 財産の内容

種類	所在地	数量
建物	鳥取市青谷町奥崎坂ノ谷297番1	59.13平方メートル のうち7.29平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

3 貸付期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 理由

近隣小学校児童の通学の安全を確保するため、通学に利用するバス待合所の用に供する当該建物の一部を無償で貸し付けようとするものである。